

KSKS

No.143

26. 6. 27

ゆいゆい通信



編集人 社会福祉法人 寧楽ゆいの会
〒631-0823 奈良市西大寺国見町3-5-5
TEL/FAX 0742-41-6039
URL <http://narayuinokai.or.jp>

定価 1部50円
年間 300円

- ◆法人からの報告
「親亡き後」を考える
～利用者実態調査に向けて～
理事 梅本 育子 … 1

- ◆Reports
◇生活保護行政をよくする会 … 2
◇きょうされん記念講演 … 3

- ◆Reports
さわやぎ／ぽすと … 4
歩っと地活／こもれびB … 5
こもれび地活／ … 6

- ◆Thanks
後援会費納入者 … 6

- ◆Information
編集部からお願い … 6

「親亡き後」を考える

～利用者実態調査に向けて～

ゆいの会では毎年、利用者実態調査を行なっています。利用者についての基本情報や受診状況を把握し、それらをもとに法人や各事業所の実態を確認し、今後の活動や取り組みにつなげていくことを目的としています。

今年度は例年の基礎調査に加え、「親亡き後」をテーマとした聞き取り調査を行なう予定です。

このテーマを取り上げるきっかけとなったのは、家族会で実施された「親亡き後」に関する調査の結果でした。そこには、「親がいなくなった後、子どもの生活はどうなるのか」という切実な不安が多く寄せられていました。一方、日々利用者の皆さんと関わる中で、ご本人が感じている不安や望んでいる暮らしは、ご家族の思いと必ずしも同じではないのはいかと思える場面もあります。そこで今回の調査では、「親亡き後」を利用者本人がどのように考えているのか、日々の暮らしの中で何を支えに生活しているのかを聞き取っていきたいと考えています。すでに親を亡くされた方については、現在の生活状況や

支援とのつながりを確認し、そこから見えてくる課題についても整理していく予定です。今回の調査を通して日頃の関わりの中で実践できる備えや支援の工夫を整理・検討します。あわせて、その結果を今後の支援に活かし、利用者の皆さんが地域で安心して暮らし続けられる体制づくりにつなげていくことを目指します。

(梅本育子)



法人の動き

4月

- ・定款変更許可申請を提出しました。
- ・処遇改善計画書を提出しました。
- ・2025年度活動の概要をまとめました。

5月

- ・14日監事監査を受けました。
- ・27日2026年度第1回理事会を開催しました。(2025年度決算及び活動、経理規程改訂について承認)

News

「公平な給付求め審査請求を」 奈良県の生活保護行政をよくする会

「奈良県の生活保護行政をよくする会(古川雅朗代表)」が2026年度の総会と学習会を4月25日(土)に奈良県弁護士会館で行ないました。会員のほか、生活保護行政に関心のある医療・福祉・司法関係者、保護利用当事者など約70人が参加しました。

前半では、「いのちのとりで裁判の意義」について、同裁判全国アクションの共同代表で生活保護問題対策全国会議代表幹事でもある尾藤廣喜弁護士(京都弁護士会所属)が話しました。

保護費減額は違法 「いのちのとりで裁判」

生活保護基準は生活保護受給者だけでなく、最低賃金、住民税の課税対象、国民健康保険料や介護保険料の減免、障がい福祉サービスの自己負担限度額などにも影響しているため、すべての国民に関係します。国は、制度間の不平等の調整(ゆがみ調整)と物価下落を理由に、2013年に96%の世帯を対象に過去最大の下げ幅で生活扶助基準を引き下げました。引き下げについて「いのちのとりで裁判全国アクション」は、法的問題があるとして2013年7月から全47都道府県で3万件の審査請求を起こし、全国29都道府県で1025人が提訴しました。2020年6月の名古屋地裁を皮切りに始まった地裁判決は20勝11敗、高裁は7勝5敗でした。2025年6月の最高裁判決では生活保護基準引き下げ処分を違法とする原告勝訴となり、基準引き下げ処分の取り消しを命じました。その判断を受けて、国は違法に減らされた保護費の一部を追加給付することになりました。

後半では、同裁判結果を受けた追加給付に関して、原告以外の生活保護利用者も同等の権利を求める審査請求について、「引き下げアカン!大阪の会」の雨田信幸さん(きょうされん大阪支部事務局長)と「よくする会」の飯尾大彦事務局長、南部達也さんから話がありました。

「いのちのとりで裁判」の最高裁判決を受けて生活保護費が追加給付されることが決まりましたが、原告と原告以外の生活保護利用者とで給付額が異なります。原告以外は本来支給されるはずだった額の半分程度に減っています。

審査請求で減額分満額支給の権利主張を

対象期間は2013(平成25年)年8月~2026(令和8)年3月までの間で、加算の種類等によって対象となる受給期間が異なり、当時の年齢、世帯人数、居住地域、保護受給期間、加算の有無などによって決まります。対象期間に継続的に受給して

いた世帯の追加給付額は、地方部(3級地-2)で居宅生活の60歳代単身で8万5千円、30歳代夫婦と4歳の子ども1人で16万1千円と国から例示されています。原告にはこれに加え特別給付が支給されます。当時は受給していて、現在は生活保護から外れている世帯も含めて、全ての対象者が本来受け取るはずだった金額を求めて審査請求することができます。「いのちのとりで裁判」のように全国規模での提訴を目指しており、その前提には個々人の審査請求が不可欠です。



現受給者は追加給付は手続き必要なし

現在も生活保護受給中の原告以外の対象者への給付は市町村の職権で行なわれるため、手続きは必要なく、書類が届きます。当時受給しており、現在は生活保護が廃止されている人は自治体への申請が必要です。奈良市は夏頃に支給予定、天理市では通知が始まっています。「よくする会」は、追加給付を受け取った上で、権利行使のため、審査請求することを勧めています。審査請求することで不利益な扱いを受けることは許されないと言います。審査請求をする場合は、生活保護担当課(福祉事務所)から届く「追加給付決定通知書」をなくさないように保管し、審査請求書に必要事項を記入し、都道府県または地元の福祉事務所に提出します。

(江端いづ穂)

◀「よくする会」は審査請求を手伝う
サポーターも募集しています

◆追加給付についての問合せ

国の相談センター

0120-179-445(平日9時~17時)

◆審査請求についての問合せ

奈良県の生活保護行政をよくする会

0743-73-5034(水・木曜日の午前)

090-3846-8213【飯尾さん】

Reports

被災地の実態、本当に必要な支援と備え

第24回きょうされん奈良支部総会記念講演が、4月29日に奈良県コンベンションセンターで行なわれました。

前半は社会福祉法人さくらんぼの会(名古屋市)の理事であり、日本障害フォーラム「JDF」能登半島地震支援センターの大野健志さんから、『能登の歩みを未来へつなぐ～現地で見た「本当に必要な支え」とは～』をテーマに話がありました。

大野さんは阪神淡路大震災の際、被災地に対して「何もできなかった」という心残りがあったことや、ゼロから居場所を作る作業所づくりと被災地支援に重なりを感じ、JDFの活動に関わってきました。

▶ 大野さんは平成5年から共同作業所づくりの運動に参加



◆ 災害時に障がいのある人に起きた問題と差別

- ・車いす利用者や集団生活が難しい人は避難所で生活できず、倒壊の危険性がある家に戻るか、車中泊を余儀なくされた。
- ・障がいのある人の死亡率は住民全体の2倍。聴覚障がいの人は情報が入らず、視覚障がいの人は慣れた道が変形して歩けないなど、避難行動が遅れた。
- ・年金や生活保護で生活する人の多くは、築年数の古い木造アパートといった倒壊や火災の危険性が高い住まいを選択せざるを得ない状況があり、障がいのある人の貧困が表面化した。

被災地の仮設トイレは85%が和式でした。車いす利用者、足腰の弱い人、和式トイレに慣れない若者など使えない人が多く、現実的とは言えません。人道支援の国際基準においては、「人々は十分な数の、適切かつ受け入れられるトイレを安全にいつでも使用することができる」と記載されています。

災害時において、国は「まずは自助・共助が大切だ」と口調を強めますが、避難所で過ごせない人、和式トイレを使えない人の事情を自己責任とせず、誰もが受け入れられる仕組みを広げるなど、公助力の底上げが欠かせません。

後半は、天理大学人文学部社会福祉学科の北垣智基准教授から『能登半島支援活動と実効性のあるBCPについて』をテーマに話がありました。

能登半島地震の際、福祉現場の人的支援・物的支援のニーズへ対応する「能登福祉救援ボランティアネットワーク」が立ち上がりました。職員派遣や事業所の自主製品を被災地外で販売するなどの支援が行なわれました。



▶ 被災事業所の製品の販売先を探しています

◆ 動けるBCPのために

BCP(事業継続計画)は、「災害時に迅速かつ適切に対応し、利用者や職員のいのちと暮らしを守りつなぐこと」を目的としています。特に保健福祉医療分野はニーズの急増に対応しつつ、「日常性」やその人の尊厳を保障する視点が大切です。

災害は発生時期や環境条件の違いで状況や求められる対応が異なるため、フェーズごとの人やモノの移動、資源確保など、より具体的な計画が求められます。さらに、発災直後の病院では複数の感染症がまん延したそうです。災害対応の中にも感染症BCPを組み込むなど、「想定外だった」を減らしていく計画作りが大切です。

そのうえで、「安全確保や安否確認、避難所生活など、段階ごとに細分化した訓練を行なうことで、動ける組織を作っていくことが重要」だと話します。

北垣さんたちが支援を行なった就労訓練などの事業所は、災害による活動拠点の倒壊や機材故障、ライフラインの不通などから、活動再開が困難な状況があったそうです。ゆいの会で作成しているBCPは通所系と訪問系で対応策を変えていますが、同じ事業でも活動内容によって二次被害の大きさや再開困難性が違ってくことを学びました。

ゆいの会でも事業所ごとの被害想定や対策をより個別化・具体化して考え、BCPや訓練内容をさらに深めていく必要があります。(山田江梨)